

From (公財)建設業福祉共済団からのお知らせ

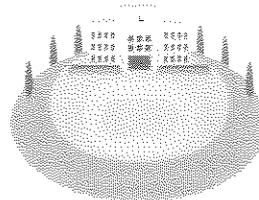
建設共済保険事業に加え「育英奨学事業」も実施！ 返済不要の奨学金制度です！

☆本奨学金制度は、業務災害または通勤災害により、死亡、障害 1～3 級、傷病 1～3 級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

☆共済団の奨学金制度は他の奨学金制度とも併用可能であり、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和 60 年から実施しており、令和 4 年 3 月末日現在で奨学生の延べ人数は 8,764 人、累計給付額は 17 億 2,255 万円余となっています。

◎給付額は以下の通りです

要保育児	月額 12,000円	年額 144,000円
小学生	月額 12,000円	年額 144,000円
中学生	月額 16,000円	年額 192,000円
高校生	月額 18,000円	年額 216,000円
大学生等	月額 39,000円	年額 468,000円



・大学生のお子さんを持つお母さんからの手紙

この 4 月より大学を卒業した長男は社会人になりました。

長い間奨学金を給付していただき支援してくださったおかげです。主人が生きていたらこの長男の姿を見て、どんなに喜んだらうかと思えます。

本当にありがとうございました。

・高校生のお子さんを持つお母さんからの手紙

高校卒業後、専門学校への進学が決まりました。

とても助かります。ありがとうございます。

<法定外労災補償制度>

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

—死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償—

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和 45 年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成 25 年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

【建設共済保険の特長】

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い | ⑤元請・下請を問わず無記名で補償 |
| ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償 | ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合) |
| ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減 | ⑦経営事項審査において 15 点の加点 |
| ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし | |